

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和4年度第5回さいたま市建築審査会
2 会議の開催日時	令和4年12月19日(月曜日) 14時00分 から15時00分まで
3 会議の開催場所	さいたま市役所 特別会議室
4 出席者名	馬橋隆紀会長、大塚嘉一委員、吉沢浩之委員、 能見正委員、篠原厚子委員、遠藤博久委員 (6名)
5 欠席者名	伊藤史子委員
6 議題及び公開又は非公開の別	別紙による
7 非公開の理由	さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に 該当するため
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	別紙による
10 問合せ先	建設局 建築部 建築総務課 管理係 電話番号 048-829-1538
11 その他	さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要 綱第8条第2項ただし書の規定により、議事概 要を公表します

1 議題

(1) 第23号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

(2) 第24号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

(3) 第25号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

2 審議の結果

第23号議案、第24号議案

同 意

第25号議案

了 承

3 公開・非公開の別

非公開 : 第23号議案から第25号議案

(さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に該当するため)

以 上

建築審査会要旨

会議名	令和4年度第5回さいたま市建築審査会
開催日時	令和4年12月19日(月) 14:00~15:00
開催場所	さいたま市役所 特別会議室
出席委員	馬橋隆紀
	大塚嘉一
	吉沢浩之
	能見正
	篠原厚子
	遠藤博久

1 案 件

- (1) 第 2 3 号議案
法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意
- (2) 第 2 4 号議案
法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意
- (3) 第 2 5 号議案
法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の報告

2 公開・非公開の別

非公開 : 第 2 3 号議案から第 2 5 号議案
(さいたま市建築審査会運営規程第 5 条第 1 号に該当するため)

3 傍聴人の数

0 人

4 議事録の署名について

・大塚委員及び吉沢委員に決定

(次項あり)

5 審議内容

(1) 第23号議案

- 建築審査会 承諾の内容はどのようなものか。
- 特定行政庁 協定通路の維持管理及び拡幅に関してのもの。本件については、位置指定道路と協定通路が一筆となっているため、共有所有者からの承諾を求めている。
- 建築審査会 承諾の範囲としては、あくまでも協定通路の部分のみという理解でよいか。
- 特定行政庁 そのとおり。
- 建築審査会 同意のない所有者との交渉記録は提出されているのか。
- 特定行政庁 提出済み。
- 建築審査会 未同意者との交渉記録は通常提出させているはずなので、あえて付加条件とする必要はないのでは。
- 特定行政庁 平成10年の協定締結当時は協定通路沿線地権者の同意のみであったことから、今回の許可にあたって位置指定道路の沿道地権者からも同意の提出を求めたもの。
- 建築審査会 未承諾者に対して継続交渉を実施することは、許可条件として取り扱うものなのか。
- 特定行政庁 あくまでも特定行政庁の指導方針という意味合いで記載している。
- 建築審査会 条件という表現だと誤解の原因となるため、今後の記載にあたっては、表現の仕方については工夫の余地があるのではないか。
- 審査結果 同意

(2) 第24号議案

- 建築審査会 通路の最奥の家屋が河川区域側に越境しているように図示されているが現地はどのような状況か。
- 特定行政庁 図面上の表記の問題だと思われる。
- 建築審査会 通路入口付近にある車止めは。

特定行政庁 撤去指導は行ったものの撤去には至らず、常時取り外しができる仕様であることから、交通上安全上支障がないものと判断した。

建築審査会 通路沿線の車の利用状況は。

特定行政庁 沿線敷地内の駐車台数は数件程度の状況。隔地に駐車場を確保している居住者もいると思われる。

建築審査会 申請敷地の対向側はより敷地が狭小のようだが、敷地面積はどの程度か。

特定行政庁 約 30 平米程度。

審査結果 同意

(3) 第 2 5 号議案

審査結果 了承

以上